

取扱注意書類

CONFIDENTIAL

『 東日本大震災 復興ビジョン打ち出しのための緊急会合 』
(東北関東大震災)

議員各位

顧問 石原信雄 元官房副長官

第1回ブレイン・ストーミングのための検討素材

平成23年 3月31日 10:30～11:45

幹事 鈴木 浩二 / 唐津 一

東日本大震災 復興試案

「被災地」を含む『日本の復興原資の獲得戦略』と、内需パイの被災地への還元

1995 阪神淡路震災時

アジア経済の取り込み必須より、**第1回目の開国機会**。
⇒失敗(神戸市が外資港湾オペレーターを拒否 / 香港・シンガポール資本を鈴木が準備 ⇒米国より港湾制裁⇒翌年より周回遅れ)
⇒アジア経済の再編時期との重なり(WTO移行、香港返還による資源再編)。
日本取り残しの危機感大 ⇒神戸ーアジアをつなぎ、対日投資を柱に経済特区検討。
鈴木→貝原知事へ提唱。復興案として決定。

『物流・生活コスト、エネルギー資源・資材確保への交易条件獲得』
アジアの経済ハブ、ダイナミズムへの参画
強力な内需導入への双方向産業づくり

長引く景気低迷より、新成長戦略に向け、新政権での環境を柱の総合戦略 / 2010
第2回目の開国機会と推進 / 『日本創成のための「経済ハブ推進会合」(既6回会合) と、「同基本法・推進内容』の、復興策としての検討。
5年間で**100兆円市場創出**、被災者を含め**300~500万人雇用創出**

世界を牽引する産業づくり
"First World Ecology Hub"

2011 復興案検討 東日本大震災
内閣主導、強い政治力・プロデュース力必須

累積・喪失した「交易条件の取り戻し」と「強化」

目標設定へ(2011~2016年)

「被災地での現業復旧」+「次世代産業の張り付けと産業輸出による内需拡大」を戦略的に実施。
(日本の復興と、TPP参画を含む開国への重点施策として)

日本の復興原資獲得への具体的な戦略立てと実施

復興案としての優先争点
被災地及び首都圏での次世代産業興しと産業輸出
"First World Ecology Hub"としての、

- ①医療・バイオ / 農林水産、
- ②環境技術、
- ③新エネルギー開発(原発に代わる次世代の産業)、
- ④宇宙開発、⑤海洋開発(新エネルギー、海洋牧場他)等

阪神淡路震災時よりはるかに加速するアジア経済圏、中国他の台頭。

日本(震災地、ヘッドオフィス / 首都圏・中部・阪神等)への強力な内需創出。

「対日投資と双方向の次世代産業づくり」と産業輸出ー環境プロジェクト他
対象：中国等アジア、中東、欧米各国他の大規模プロジェクトへ導入。

日本国内内需
環境切り口、**50兆円 150万人雇用**

アジア(中国他)、中東、欧米各国他への輸出。
先行役：日本より新産業輸出の足掛かりとして、「天津エコシティ」への産業輸出。
(既進行：鈴木+日本チーム)

投資家・起業家を集約、導入

被災地と、主要産業拠点より産業輸出

中国政府：温家宝首相が威信をかけ推進。
シンガポール政府 MAH Bow Tan大臣
Keppel G(政府系企業)
日本との双方向ビジネスモデルづくりと導入を中国・シンガポール政府が承諾。

被災地での復興与件と指針

被災地での復興と、生活復興・産業復興の支援。
エンタープライズ(特恵地域)法整備の適用検討
↑阪神淡路震災時の経済特区検討の失敗を反省

現産業の立て直しを支援。
(漁業、水産加工、農業、製造部品・組立て等)
各種インセンティブ提供により、被災地からの企業引揚げ、再建期念を防ぐ。

2011-16 次世代産業興しを支援。
[復旧・復興予算(公共事業含)]
20兆円~(見込み)
100万人超の雇用創出(被災者雇用)

新日鉄(釜石)「鉄から新産業への移行」(1985~)
(新日鉄 / 日鐵商事→鈴木へ依頼・提案、実施)
東北、北関東にハイテク産業定着。当エリアに各種製造業の技術者が存在。
震災により主幹工場が被災。日本経済に大きく打撃。
(住宅、工場、道路、港湾等インフラの被害総額16~25兆円)

産業・企業ヘッドオフィスより 産業輸出に向け、日本での姉妹事業推進

創り出した内需パイを還元

次世代産業興し / 製造業
還元 < 50兆円の市場創出
150万人の雇用創出

産業興しへの体制化と推進
首都圏・中部・阪神等のヘッドオフィスより強くサポート
製造業 / 輸出可能なビジネスモデルづくり、拠点づくり

産業化実施：医療・バイオ / 環境技術 / 新エネルギー(脱原発) / 海洋開発(海洋牧場他)

2011-16 被災地より起業家・技術者を集約。復興プロジェクトへ参画。
対象：製造業 工場跡地、臨空・臨港用地
例：天津エコ姉妹事業(東京台場 オートメーカー再開業)用地

次世代サービス産業興し
還元 < 30兆円の市場創出
100万人の雇用創出

「新しいサービス経済」への移行検討
先行：シンガポール政府

日本へのサービス産業の導入と共同開発
交易条件確保=開国へのインセンティブ提供
Japan Brandのソフト・コンテンツ産業興し
対日投資機構、投資集約施設の導入 (1兆円の内需創出)
地域・後背地開発

対日投資庁の検討

被災地での法整備より、強力な内需・雇用創出 "First World Ecology Hub"

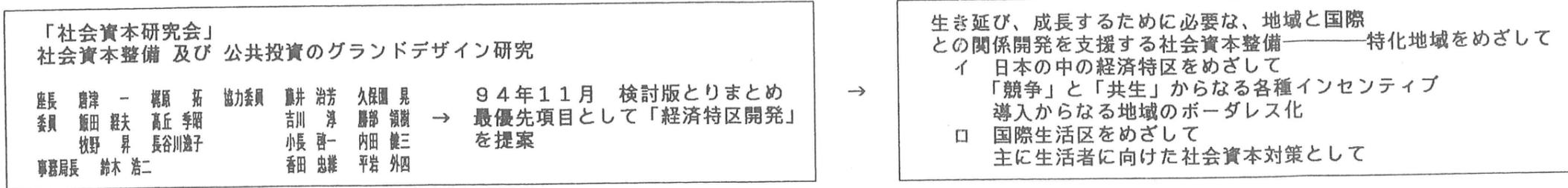
- エンタープライズ法整備(各種規制の見直しと優遇措置)による資源集約、後背地への産業化
 - 国内外の民間投資集約(起業家導入と成長支援)⇒環境重視の産業創出、優遇措置
 - 海外からの投資家・起業家へのセキュリティ・インセンティブ整備
外国の医師、薬剤師、調理師、介護福祉士等の資格要件緩和、行政文書の英語記載、外国学校法人による設立認可 等
 - 人・モノ・サービス・投資・知識資源・エネルギー資源を集約、確保のためのあらゆるインセンティブ提供と実施
- 2011-16 被災地の起業家、技術者への首都圏・中部・阪神等からの空き工場、設備、機械等、住宅を含む優先貸出し

復興計画への「経済特区開発提案」の推進経過 —— 神戸編

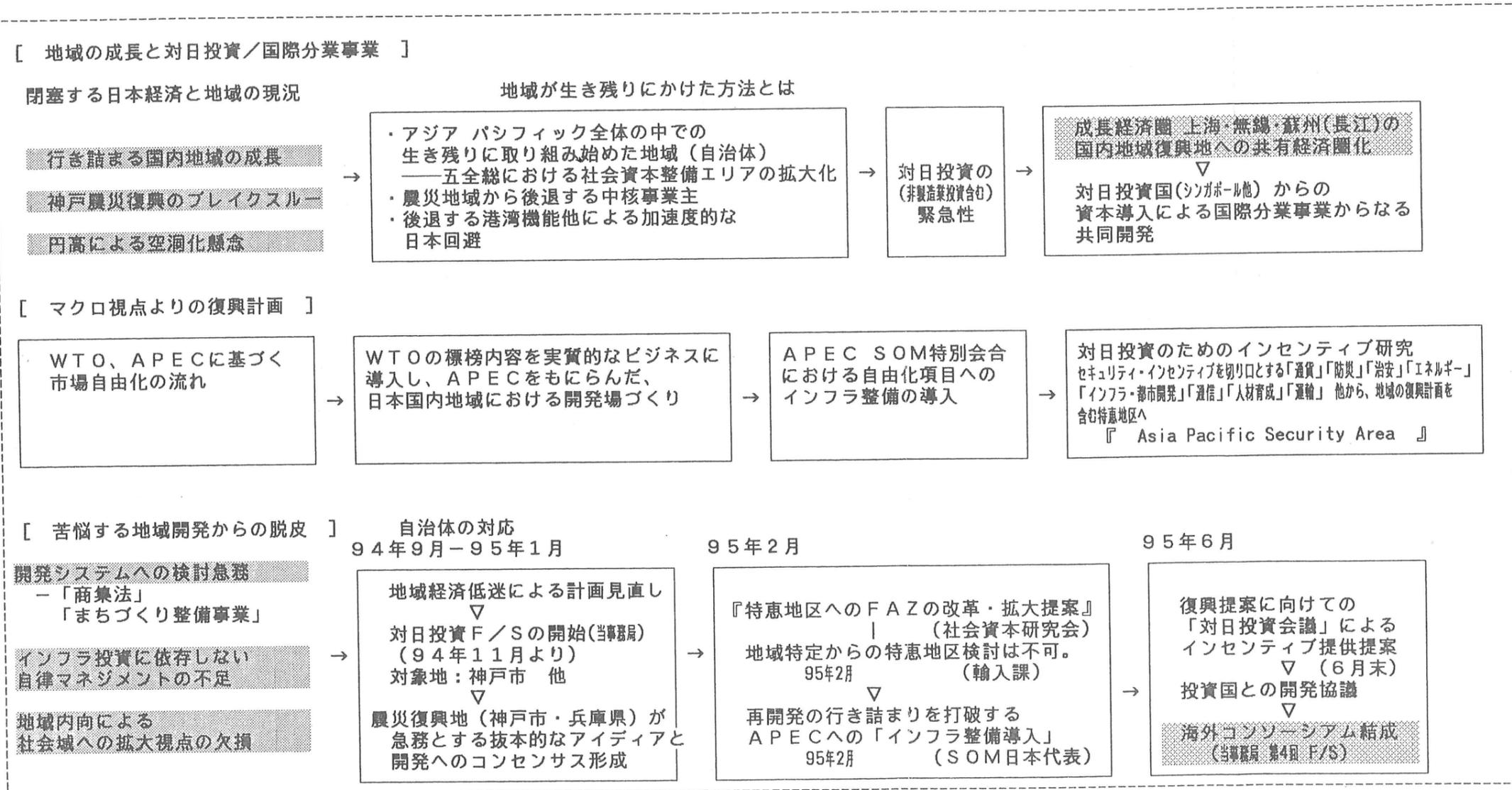
地域の経済復興化のための特惠地区（経済特区）への開発推進 (95年6月現在)

95.06.30
「社会資本研究会」事務局
専任プロデューズ 株式会社 スーパースタジオ

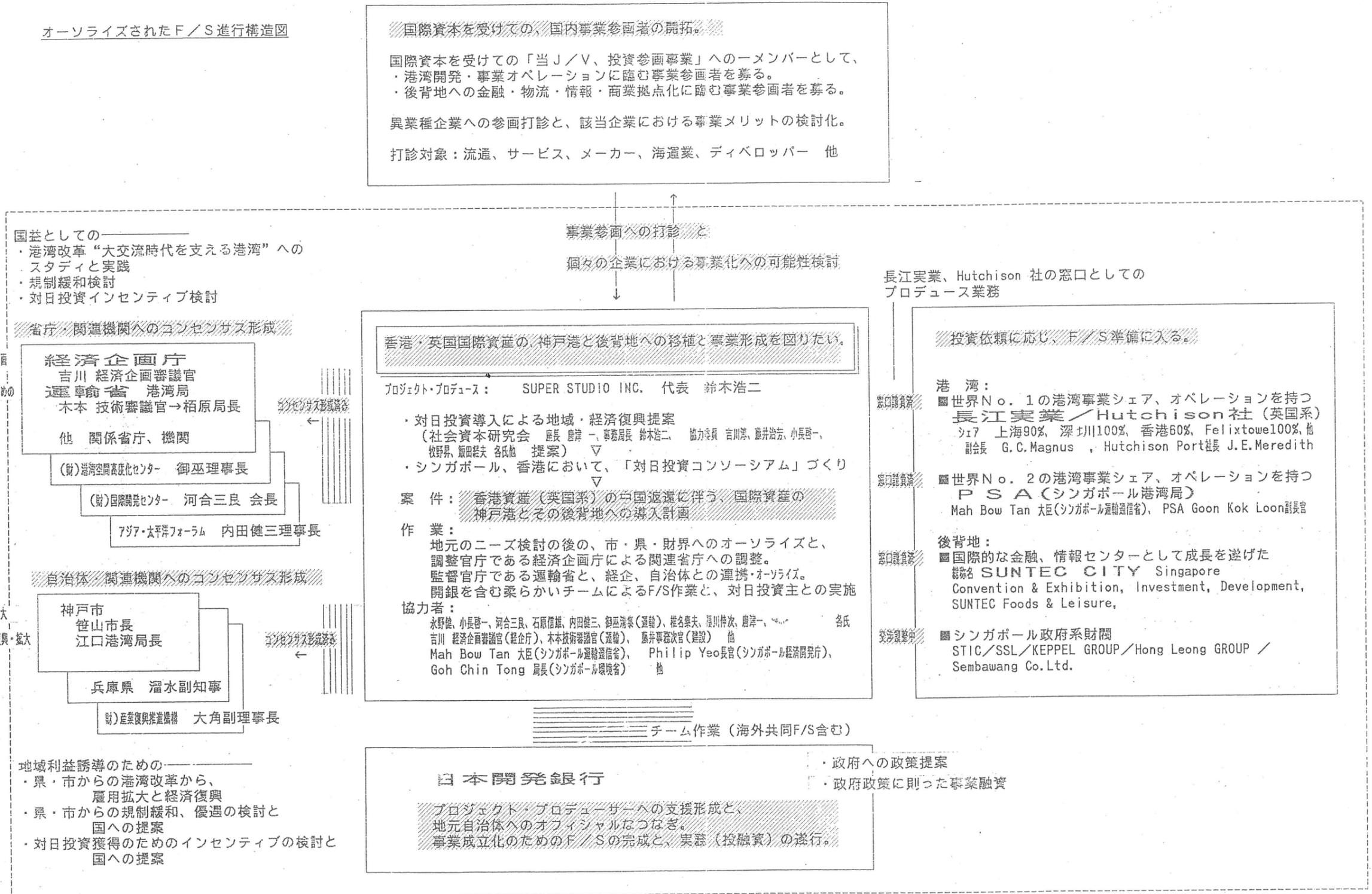
「社会資本研究会」提案（93年9月）から始まる活動経過



経済特区開発提案の検証と組み立て



オーソライズされたF/S進行構造図



「経済特区開発提案」(神戸編)に向けた構造検討

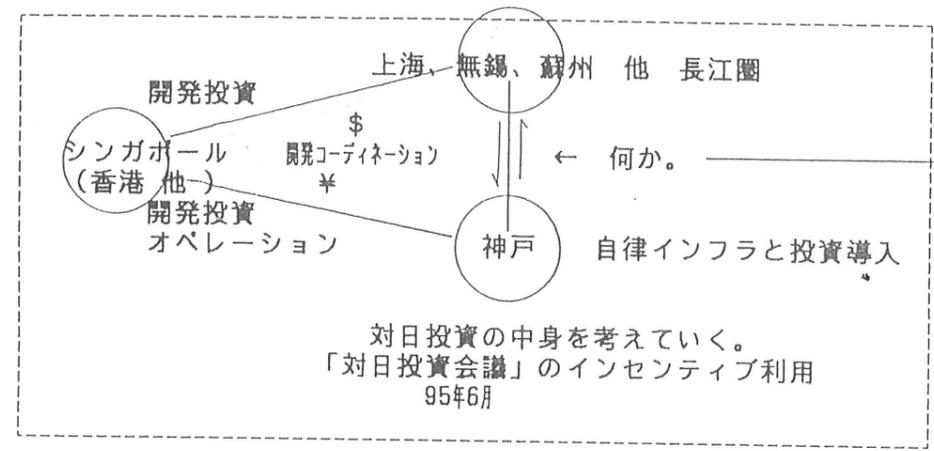
[上海・長江経済圏との経済圏共有を国内の地域復興に活かすことの戦略計画]

社会資本研究会 事務局 95.6.20
 株式会社 スーパースタジオ

神戸との経済共有圏の獲得のために

海外コンソーシアムからの提案
 -シンガポール・上海における
 4回のF/Sより(当事務局)
 1994年11月~

上海・長江エリアに集中する巨大開発投資と、その投資を行なっている投資国(外貨\$含む)からの総合的ビジネスを神戸へ向かわせる。
 どのよう?
 神戸と結ぶことにより、上海・長江エリアへの投資国(シンガポール)の「開発投資の早期回収と投資の軽減化」を図らせることのできる構造を組み立てる。



『“ASIA PACIFIC SECURITY AREA”』 日本→アジア・パシフィックへ (APEC SOM 利用)

- セキュリティ・インセンティブを切り口とするゾーニング開発
 → 経済圏共有の街開発
1. 通貨
 2. 就業、居住
 3. 企業活動への特惠条件/経済上の貿易
 4. 防災/セキュリティ/福祉
 5. 治安
 6. 技術補償 基準/著作権
 7. 多国間・多人種間の情報・ライフサービス補償
 8. 交通・情報インフラ
 9. 教育・人材育成
 10. 自治補償
 11. 生活・自治権・市民権
 12. 都市開発/エネルギー
 13. 文化交流促進
- 上海・無錫・蘇州等の総投資回転の高稼働と安定を図るための通貨・技術補償・日本企業資本の投入による“セキュリティ・エリア”の開発

シンガポールの経済特区開発ノウハウと同国の上海・長江経済圏への大規模な開発投資を生かす。

シンガポール政府・政府系企業	→ 上海・無錫・蘇州 経済特区	(なぜ投資をするのか。) これらの地域の特区政策にこれからのマーケット移行を読んでいるから。
	<ul style="list-style-type: none"> ・長江川を使ったビジネス ・ビジネスMDの軽量化 ・KOREAとの競合/釜山 ・日本の港湾へのビジネス拠点化によって開発投資を軽減 	(ならばこれらのエリアへの投資を回収する方法とは。) <ul style="list-style-type: none"> ・当エリアにおける通貨の安定補償と高度生産技術の確保 ・当エリア開発の優秀な人材・労働力の他地域への斡旋 ・ビジネスターゲットの拡大と生産MDの高付加価値化 ・開発投資回収の安定化——円を使う(円高利用) ・港からと空からとのビジネスチャンネルを分ける

※ シンガポールが無錫・蘇州で何をビジネス対象としているか。再開発/インフラそのもの? あるいは貿易ビジネスか。

開発対象 (無錫) タウンセンター開発 → ディベロッパー・ビジネスと
 工業団地開発 → コーディネーション・ビジネス (第1期 100ha、最終1000ha)

エンタープライズゾーン設置調査委員会 配席表

産業復興委員会(国)と
神戸市の主催で
経済特区開発のための
委員会として。
鈴木が理事長である。

- 神戸大学経済学部 松永宣明○
- 神戸商科大学商経学部 加藤恵正○
- 東海大学開発技術研究所 唐津一○
- 神戸市経済局長 辻雄史○
- 兵庫県産業復興局長 倉持治彦○
- 鈴木浩二○

(株)関西経済連合会
企画調査部長 栗山和郎○

神戸商工会議所
国際部長 荒木茂顕○

(株)神戸経済同友会
事務局長 綾喜弘○

(株)神戸貿易協会
専務理事 樋口三郎○

(株)神戸国際貿易促進協会
常務理事 片山啓○

全国中小貿易業兵庫連盟
理事長 三鼓圭一○

伊藤忠商事株式会社
住宅部門(大阪)部門長付
八家弥一郎○

住友信託銀行
阪神復興事業部長
吉村洋二○

日本開発銀行
設備投資研究所
主任研究員 脇安生○

神戸税関調査保税部
○調整室長 松浜明貴

兵庫県商工部
○産業政策課長 神田栄治

神戸市企画調整局
○総合計画課長 竹部元造

神戸市経済局商業貿易課
○課長 畑岡啓二郎

神戸市港湾局経営開発部
○主幹 金田弘司

神戸市開発局計画課
○課長 竹山 征治

○(株)関西総合研究所

○(株)関西総合研究所

○(株)関西総合研究所

- 近畿通産局総務企画部総務課
- 近畿通産局総務企画部総務課
- 近畿通産局総務企画部企画課
- 通産省貿易局輸入課
- 通産省貿易局輸出入課
- 通産省産業政策局民間活力推進室
- 通産省産業政策局民間活力推進室
- 通産省貿易局輸出入課
- 通産省貿易局輸出入課
- 通産省貿易局輸出入課

内閣復興委員会 下河辺委員長、唐津一先生 及び 鈴木 の三者にての、
神戸市を中心とする震災復興のための打合せ記録 (3月6日)

下河辺：

自治体（神戸市）のレベルでは、目前の問題、早急な実行を必要としている。

シンガポールとの研究は必要だろう。

ただし、机上の研究よりも、よりビジネスに近いところで進めないと、実現性が薄い。

「シンガポールのどの会社」ということが特定できれば、突破口となるかもしれない。

（かつてのクライスラー社のように）リスクを覚悟して、ひとり立ちで来るつもりの
企業が欲しい。

県や市では、「経済特区」を打ち上げてみたものの、インセンティブとして、何に向か
って何をやるのか分からなくなっている。

地区で指定するとトラブル化しやすい。事業主も想定できないまま、先にF/A/Zなどの
網をかけても仕方がない。

神戸の場合、優秀な一社に支援した方がいいのではないか。

本当にものごとが動くとき、神のお告げを持ったような経営者が出て来ないと難しい。

神戸の再建に関しては、企業の固有名詞を出して差し支えないし、また、日本人である
必要はまったくないと思う。

唐津：

アジアでのアプリケーションの確立に向けて、お互いの資源をどう生かし合うか。

神戸は技術・人材資源に恵まれていて、モノ作りに関しては最良の条件を備えている。

シンガポールには、特化した技術分野で成功している会社もあるが、それらの技術の根
っここの部分は日本にある。少し風穴を開ければ、アジア資本も入って来るのではないか。

特に、神戸製鋼の発祥の地で、素形材産業から先端産業まで幅広い技術ノウハウを有し
ている。

鈴木：

経済特区のノウハウを導入するために、シンガポールの協力を得て、F/S作業に入る
うとしている。

具体的には、WTOの標榜内容の地域への実質的なビジネス導入と、APECをもにら
んだ先行開発場をめざして、シンガポールの政府・企業・財閥のトップとのF/Sによる
経済特区・開発ノウハウ・オペレーションの導入を図りたい。

イメージ・コンセプト：“Asia Pacific Security Center / Area”

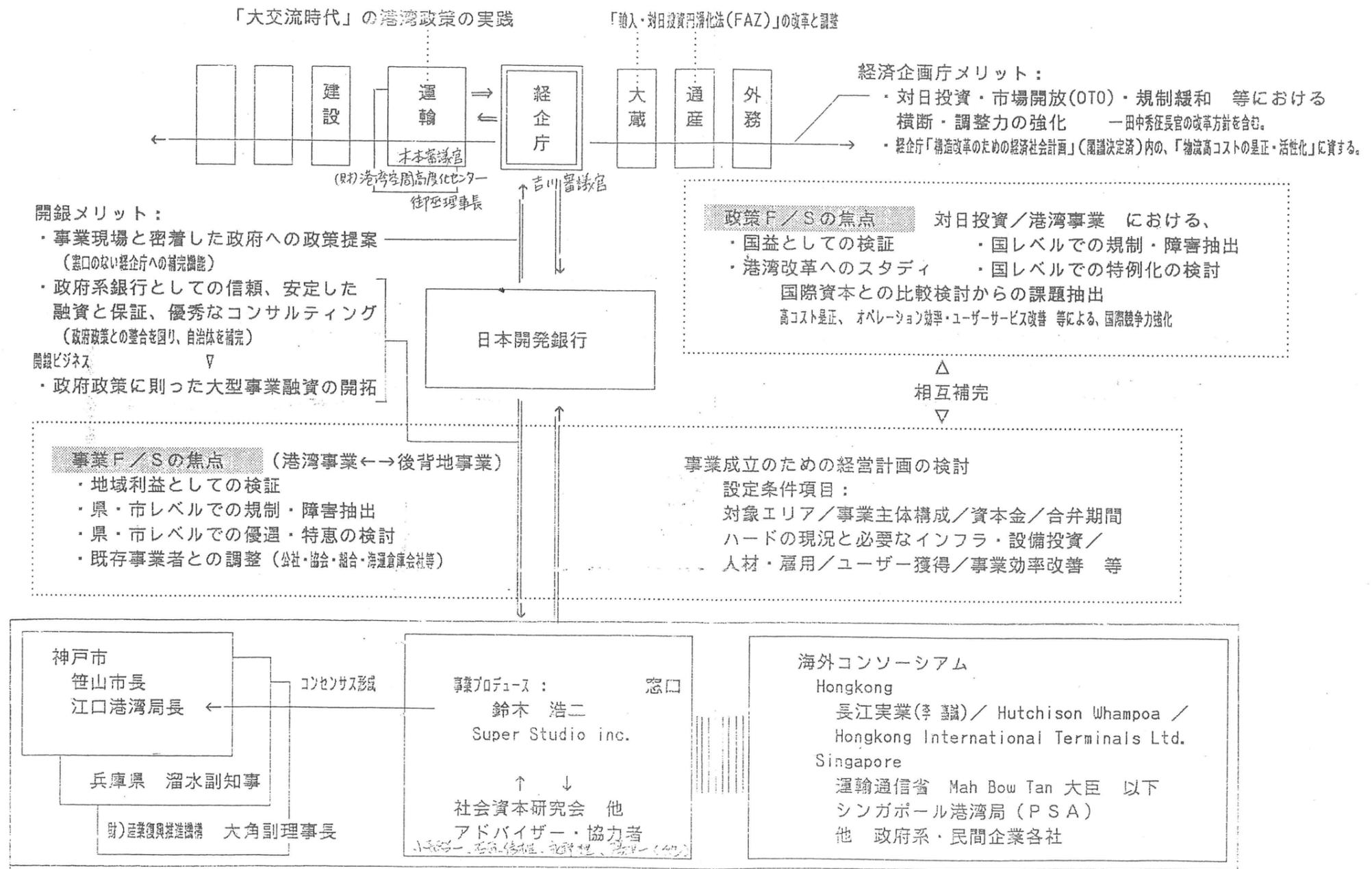
また、シンガポールをはじめとするアジア投資の対日投資誘引、国際事業分業化へのイ
ンセンティブを、実施作業に近い部分でのF/Sを進めながら見出したいと思っている。

4月11日 鈴木よりMr. Albert HongとDr. Lee Kum Tatt
からの親書を手渡す。

下河辺：

非常に具体的なアプローチで、内閣の復興委員会でさっそく検討に入ります。

国際資本導入による港湾改革のためのF/S推進体制



小浜本部長殿



(印) 発行 資料

東北関東大震災
復興計画 参考資料

96.2.27
企画開発部

I. 要旨:

1. ポーアイ2期計画について

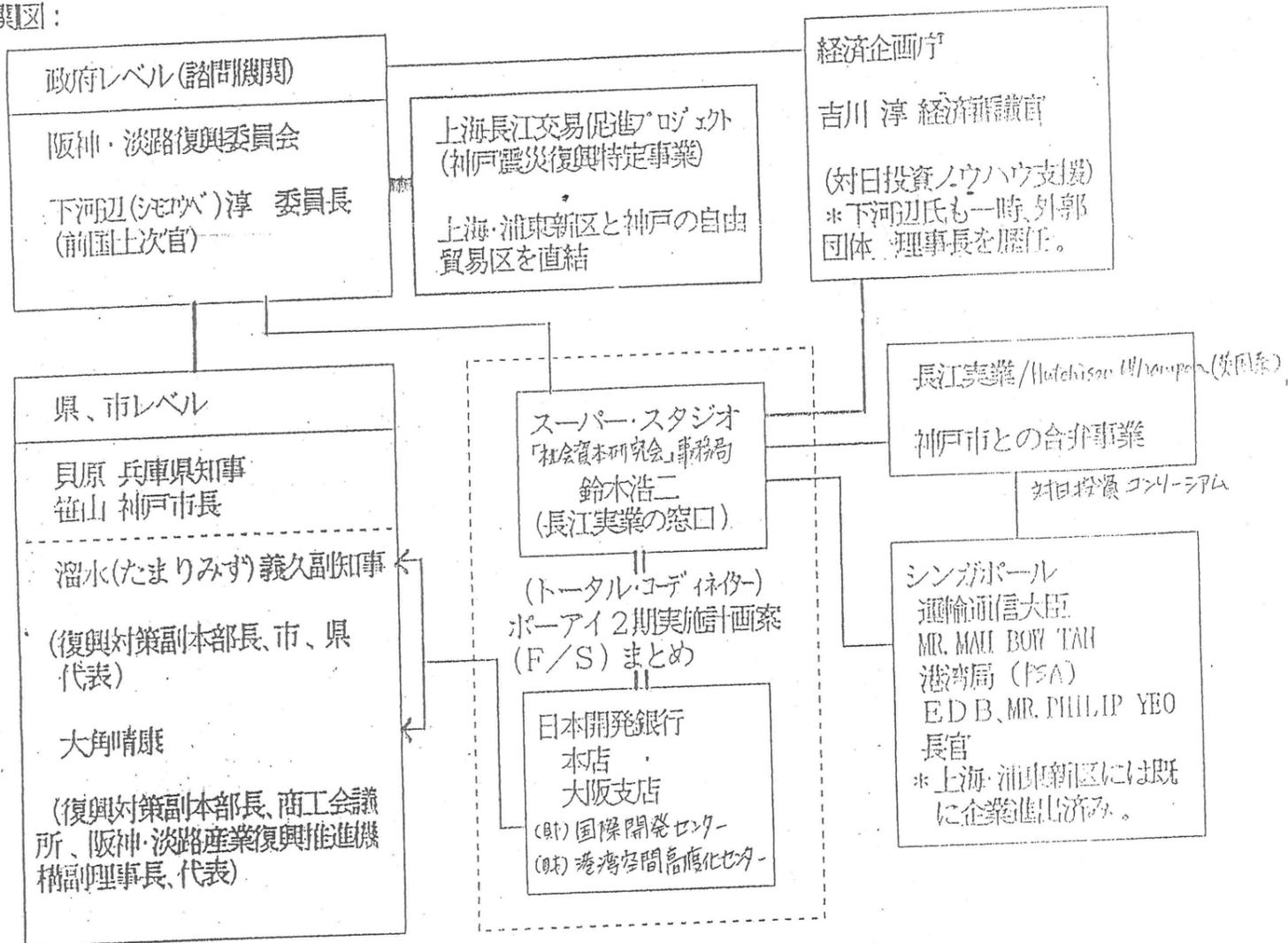
(1) 現況

- ・神戸市の復興予算を含む開発資金の不足大。
- ・神戸市の産業復興計画も被災者優先の為、実現性に乏しい。
- 但し、
- ・開発資金の導入及び事業収支計画立案(F/S=ファイナンス・スタディ)ノウハウの外部提供があれば、神戸市のポーアイ2期計画を推進させる用意がある。

(2) 鈴木氏の主張

- ・開発資金は外資の導入が可能。
- ・経済企画庁(吉川 淳 経済審議官)の協力と指導。
- ・政府の下河辺委員長(阪神・淡路復興委員会、元国土庁次官)も経済企画庁の外部団体の理事長を歴任。
- ・事業収支計画立案も可能。
- ・長江実業
の窓口としてのスーパースタジオが、市、県、商工会議所より情報収集と「日本開発銀行本店及び大阪支店」が協力して、全体をコーディネート。
- ・シンガポール運輸通信省、港湾局他と協議。
- ・上記に基づき、スーパースタジオがポーアイ2期実施計画案まとめ、開銀を通じ、県、市の復興対策本部に提案し、正式に受理させる。

II. 相関図:



操縦メモ

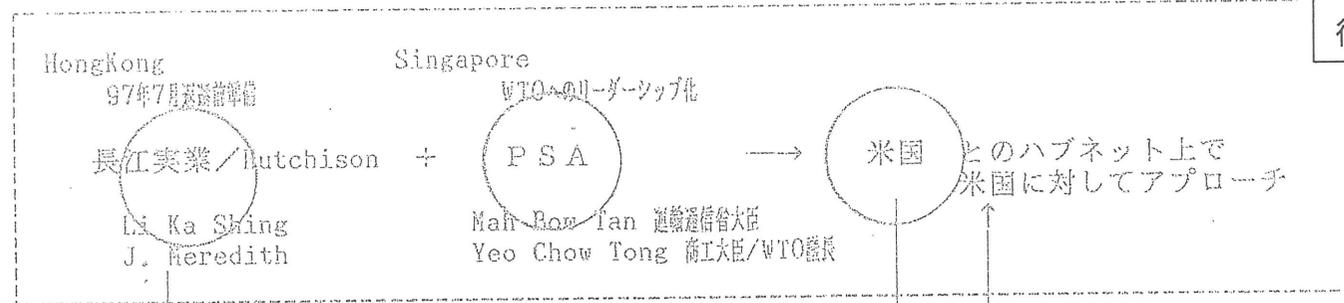
シンガポール・香港とのハブ戦略共有に際し、米国側の利益回避へのシナリオ (考慮)

製作 97.3.24.
Super studio inc

東北関東大震災復興計画 参考資料

94年以降
日本の港湾に係る
共同 F/S を予定

▽
95年より
WTOをはさみ、
外圧による外資開放を
水面下にて調整



とのハブネット上で
米国に対してアプローチ

新提案

努力・検討経過を伝え、
対立を回避、日本側主導へ。

日本全体への圧力

97年3月現在、
Hutchisonが実務レベルでの
交渉をアプローチしてきた。

(案) 日本側より、
“Hub Business Network” を前面に出して、
関空 ← → 神戸港 間で、
一部の港湾 (利権固定の少ない) での、外資オペレーション参入検討を提案化。
(=Hutchison + P S A との共同 F/S)

条件:
香港でのトランジット・コンテナ、Singapore での北東アジア向けコンテナ
(現在はKorea, Taiwanへ) を、新規需要として日本へ向かわせる。

Hutchison、P S A より、日港協へ提示。

※ 泉南臨空への好影響を考え、
大阪府、大阪市の港湾 数ヶ所を対象化。
後背地検討: 二色浜 → 泉南臨空
※ 土地コスト上の好対象
Shanghai Port では、5バース × 3ヶ所
(約30ha)

シンガポール政府、政府系企業との対日投資 F/S による
投資導入拡大のためのインセンティブ項目 1995 年

1. 所得免除(無税) 経済拡大奨励法

- ・パイオニア産業
- ・パイオニア・サービス産業
- ・既設企業の拡張
- ・サービス輸出
- ・国際貿易奨励
- ・生産設備のための外国借款
- ・海外に支払うロイヤリティ、料金、開発費負担
- ・倉庫業及びサービス奨励
- ・国際コンサルタントサービス
- ・国内法人の海外所得からの配当金
- ・海外置籍船による輸送・チャーター所得 等

2. 控除枠の拡大

- ・損金の特例(キャピタルゲイン非課税/キャピタルロス損金不参入)
- ・投資控除/未発生費用の控除(研究開発準備金等)
- ・加速度償却(初年度一括償却等)
- ・同一費用の二重控除(見本市の開催費用、参加費用、宣伝広告費 等)

対 象:

- ニューテクノロジー会社への投資
- 海外投資・ベンチャーキャピタル奨励
- 貿易に関する見本市、展示会、使節団の控除
- 海外貿易事務所維持費の控除
- 研究開発費控除
- 環境・省エネルギーのための費用の控除
- 技術・知識集約型金融事業に対する経費の二重控除
- 産業用建築物及び構造物に関する控除
- 機械及び設備の基本控除・年次控除
- オートメーション機器、ロボットに対する初年度一括償却
- ノウハウ及び特許権の償却
- 海外プロジェクト開発事務所の調査研究費の二重控除
- 海外からの受取配当所得に対する一方的税額控除 等

3. 軽減税率の適用

- ・アジア通貨勘定(ACU)所得
- ・ポスト・パイオニア産業(パイオニア産業の免除期間終了後の追加適用)
- ・地域事業本部(OHQ)
- ・国際貿易事業者(AIT)
- ・石油取引事業者(AOT)
- ・海外リスクへの保険、生命保険
- ・海運事業者のオフショア所得
- ・機械・設備の海外リース所得
- ・信託会社の特定サービス業務所得
- ・オフショアの金・先物取引 等

4. 税制以外の産業奨励措置(補助金含む)

- ・資本援助制度(特定業種における設備費、建築購入費への低利融資)
- ・資本参加制度(起業家への政府による資本参加)
- ・地元企業融資制度(中小企業の設備投資資金への低利融資)
- ・事業開発援助制度(中小企業の海外ビジネス開拓費への補助)
- ・オートメーション奨励措置
- ・環境・省エネ奨励措置
- ・製品開発援助制度(新製品開発、改善経費への政府助成)
- ・研究開発援助制度(研究開発への政府助成、利益が大きい場合はロイヤリティを戻す)
- ・ソフトウェア開発援助制度
- ・流通業務支援計画(小売促進コンサルティング費用への政府補助)
- ・技能開発基金(未熟練労働者の訓練プログラム費用への補助)
- ・輸出金融(金融管理庁の輸出手形再割引制度)
- ・輸出信用保険(半官半民会社による信用保険) 等

阪神淡路大震災後の復興計画(1995年)として検討された
日本初の「エンタープライズゾーン」開発におけるインセンティブ内容

(提言者・委員 唐津 一、鈴木 浩二)

———— 神戸港と後背地への対象含む。

投資・開発受けのための 自治体レベルでのインセンティブ、
面的開発を行うためのインセンティブ、海外投資受け入れ体制の整備

1. 税制優遇 等

- ・資産・設備等の特別償却
- ・不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税、事業所税、事業税の非課税化
- ・助成・融資制度、用地の低利貸付け等の優遇措置

等

2. 規制緩和

- ・税関行政関係手数料の免除
- ・関税の引下げ、輸入割当制度の緩和
- ・港湾の24時間稼働
- ・通信放送事業上の規制緩和
- ・外国人技術者・ビジネスマンの入国基準の緩和
- ・工場等制限法の適用除外

等

3. 政府関連事業について

- ・建設事業費への補助率引上げ
- ・支援措置の対象を純民間も可能とする
- ・日本政策投資銀行の融資比率の引上げ・金利の引下げ
(FAZ 特定の優遇項目は省略)

等

経済企画庁 対日投資関連

運輸省 港湾関連

政策F/Sの焦点

- ・国益としての検証
 - 「構造改革のための社会経済計画」(閣議決定)内の、「物流高コストの是正・活性化」に資する。
 - 国策としてのインフラへの外資導入として「対日投資会議」他での推進案件として
- ・市場開放問題苦情処理担当(OTO)における取り扱い
- ・規制緩和推進計画(毎年3月取りまとめ)における取り扱い
- ・国レベルでの規制・障害抽出
 - 関税法、検疫法、都市計画法、公有水面埋立法
- ・国レベルでの特例化の検討
 - 同上法その他、考えられるもの
 - 対日投資促進法との関連、支援拡充
 - 入国管理、電気通信、商業(銀行)等

全市レベル(県を含む)

事業F/Sの焦点 (港湾事業 ↔ 後背地事業)

- ・自治体利益としての検証
 - 外資導入による港湾開発を、後背地開発に波及させての新たな地域活性化手法として
 - 港湾 ↔ 後背地への都市開発投資 (コバノエ、SC ショッピングセンター、ミュージアム等)
- ・県・市レベルでの規制・障害抽出
 - 各種条例
- ・県・市レベルでの優遇・特恵の検討
 - 税制優遇、市の条例の上での優遇支援
 - 市民制度上の外資支援

- ・国益としての検証
 - 港湾への海外民間資本導入についての、政策上の位置付け。
 - 中核国際港湾における国際コンテナ港湾機能の競争力の強化
 - 港湾サービス向上、運営効率向上、ユーザーニーズ対応等に資するものとしての検証。
- ・港湾改革へのスタディ → 自治体港湾当局が主体
 - 国際資本との比較検討からの課題抽出
 - 高コスト是正、オペレーション効率・ユーザーサービス改善等による、国際競争力強化
 - 港湾に関する技術的なインターフェイスへの検討
 - 国際標準・規格、言語、港湾情報システム、通関業務を含む各種申請・手続き等
 - 外資導入による新たな港湾・整備運営方式の検討
 - 公共/公社/株式会社 の分担
- ・国レベルでの規制・障害抽出
 - 港湾法、特定港湾施設整備特別措置法、港湾整備促進法、港則法、港湾運送事業法、港湾労働法、倉庫業法、他
- ・国レベルでの特例化の検討
 - ・ 同上法その他、考えられるもの

港湾利用情報の公開

クリアすべき問題点

1. 民営化時の、ハード整備も含めた投資採算性の確保
 2. 港湾運営にかかわる既存業界との調整
 3. 水際線の行政管理者の問題への対応
 4. 港湾オペレーター利用船社の誘導の可能性
- による = 開かれた利用の確保

地元港湾当局

- ・港湾当局利益としての検証
 - 外資導入が港湾活性、事業負担の分散、港湾雇用拡大、既存港湾労働者の保全等につながることに資する。
 - 香港・上海・シンガポールの各国際港湾との連携による、ネットワーク・オペレーションの可能性検討。
 - (ポートセールス支援、ユーザー斡旋等)
- ・県・市レベルでの港湾関連の規制・障害抽出 → 経済企画庁OTOにて確認
 - 上記、国の港湾関連法その他、港湾局で定める法規上の規制・障害
 - 不文律上の規制・障害
- ・既存事業者との調整
 - 各種協会・組合・海運倉庫会社等
- ・県・市レベルでの港湾関連の優遇・特恵の検討 → 経済企画庁OTOにて確認
 - 上記、国の港湾関連法その他、港湾局で定める優遇・特恵
 - ex. 既存の埠頭公社との差別化、もしくは乗り入れ等の位置付け
 - 不文律上の優遇・特恵
- ・港湾改革へのスタディ → 国の支援を得ながら検討
- ・事業成立のための経営計画の検討
 - 設定条件項目:
 - 対象エリア/事業主体構成/資本金/合併期間
 - ハードの現況と必要なインフラ・設備投資/
 - 人材・雇用/ユーザー獲得/事業効率改善等



MINISTER FOR COMMUNICATIONS
REPUBLIC OF SINGAPORE

27 July 1995

Mr Suzuki Koji
Project Producer
Super Studio Inc
Suite 501, 7-1 Shinjuku-ku 6-chome
Shinjuku-ku, Tokyo 160, Japan

Fax: 81-3-3352-6969

Dear Mr Suzuki

Thank you for your letter of 26 July 95.

I am pleased to hear that your proposal for Kobe city has been approved by the Kobe municipal as well as the national government.

May I congratulate you for this important development and wish you every success in the implementation.

Please keep me informed of further developments. If I am in Japan, I will be pleased to meet with members of your Study Group.

Yours sincerely

MAH BOW TAN

CONFIDENTIAL

THE UNITED STATES TRADE REPRESENTATIVE
Executive Office of the President
Washington, D.C. 20506

JUL 14 1997

Mr. Koji Suzuki
President, Super Studio, Inc.
Suite 301, 21-3 Ichiban-cho
Chiyoda-ku, Tokyo 102
Japan

Dear Mr. Suzuki:

Thank you for your insightful letter regarding port operations and transport infrastructure in Japan. I appreciate the willingness of individuals such as yourself to contribute their thoughts in the interest of improving Japan's port system and further opening the Japanese market for imports.

As you are probably aware, the United States and Japan reached an understanding on April 11 that addresses the granting of licenses to foreign carriers for stevedore and terminal operations and revision of the so-called "prior consultation system" of allocating contracts for handling freight in Japan's ports. This understanding, if properly implemented, should increase competition and open Japan's ports to foreign competition. The main U.S. concern now lies with implementation of the understanding. I sincerely hope that the Government of Japan will move forward to carry out the agreed measures which, I believe, are in the best interests of both Japan and those companies that export products to Japan.

Once again, thank you for sharing your insights on this important issue.

Sincerely,



Charlene Barshefsky



Straits Steamship Land Limited

(A member of the Keppel Group)

230 Victoria Street #15-05

Bugis Junction Towers

Singapore 188024

Tel: 3388111

Tlx: RS 24420

Fax: 3377219

17 October 1995

Mr Koji Suzuki
President
Super Studio Inc.
Suite 501 7-1 Shinjuku 6-chome
Shinjuku-ku Tokyo 160
T o k y o

Dear Mr Suzuki

Thank you for inviting us to give our view on the facility plan for the proposed *Enterprise Zone*.

To assist us to consider and evaluate the project, we need more specific information about the project. These include:

- Location, boundary, land area and tenure of the site;
- Type, intensity and timing of developments proposed;
- Proposed approach and corporate structure to undertake the project;
- The expected terms and conditions of participation for both the public and private sectors;
- Proposed preferential treatments for the project.

We would appreciate it if you could kindly let us have these information to assist our further exploration. If necessary, our Mr Oh Eng Chong or the undersigned can meet up with you on 27 October 1995 (Friday) morning. They can be contacted at Tel No:(65)3388111 or Fax No:(65)3377219.

Regards,

Yours sincerely

TAN SWEE YIOW
Assistant General Manager

Holdings Limited
A member of
the Hutchison Whampoa Group
Container Port Road South
Kwai Chung, New Territories
Hong Kong
Tel : (local) 2619 7811
(from overseas) 852-8125 7811
Fax : (local) 2614 5228
(from overseas) 852-8121 5228

Hutchison Port Holdings

The port operations group of
Hutchison Whampoa Limited



Ref: HPF961012

25 October 1996

Mr. Koji Suzuki,
President,
Super Studio Inc.
Suite 501, 7-1 Shinjuku 6-chome,
Shinjuku-ku, Tokyo 160,
Japan

BY FAX 0080-813-3352-6969

Dear Mr. Suzuki,

KOBE PORT

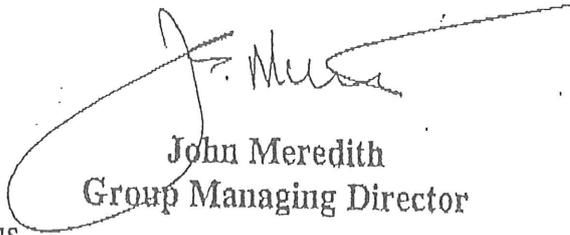
I refer to your letter of 25 Oct. concerning the above.

As advised in my letter of 15 August I would ask that you confirm first, that the Kobe Government officials would be prepared to join exclusively with ourselves to consider the privatization of the whole port of Kobe. HPH would thus manage and operate the port in a joint venture with the city.

As previously advised, only if this was possible, would we be interested to pursue the matter further. However, I can say, we would be unlikely to participate in this project together with the Port of Singapore due to conflicts of interest.

Might I suggest you obtain confirmation as previously requested prior to our meeting.

Yours sincerely,
HUTCHISON PORT HOLDINGS LTD.


John Meredith
Group Managing Director

C.C.: Mr.G. Magnus

JEM/gw





Please address your correspondence to: P.O. Box 300 • PSA Building Post Office • Singapore 9111 • Republic of Singapore

8 Aug 96

Mr Koji Suzuki
Super Studio Inc
Fax : 03-3352-6969

Dear Mr Suzuki

Port of Kobe Project

1 I refer to your letter dated 5 Aug 96. Thank you for providing us with more information on the project.

2 PSA will be interested to participate in the privatisation of the Port of Kobe. Based on the additional information which you have just provided, your company is expecting the Port and Harbour Bureau of the Kobe municipality to do a feasibility study on the privatisation of Kobe Port. Here, PSA can offer its expertise in the feasibility study.

3 We hope that you will continue to keep us informed of the progress this project. Thank you.

Yours sincerely

LIM BENG LEONG
for PRESIDENT (INTERNATIONAL BUSINESS DIVISION)
PORT OF SINGAPORE AUTHORITY



5
参考
1995年

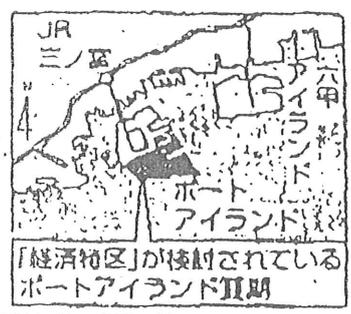
ポーターアイランドに経済特区検討

神戸市などが 税減免策などと協議

阪神大震災（兵庫県南部地域）で大きな被害を受けた地元経済の復興策の柱として、兵庫県と神戸市は八月、進出企業に規制緩和や税の優遇措置を認める「エンタープライズゾーン」（企業自由地域）の設置に向けて、国や財界と本格的な研究を始めることを決めた。第一段階として、通産省の研究費で「設置調査委員会」を十六日、発足させる。同ゾーンは、ポーターアイランド第二期（三百九十ヘクタール）を設け所定しており、日本型の新しい「経済特区」を実現させるため、今年度中に具体的な規制緩和策などをまとめる。

エンタープライズゾーンは大都市工業地帯の復興策の一環として、一定の地区で進出企業に対し規制緩和や税制の優遇措置を認める制度で、一九八一年、英国のサッチャー首相（当時）が夏場の進出を促している。

に開く第一回の「エンター...



ポーターアイランド設置調査委員会（十六人）には、神戸税関、県、神戸市、経済...

団体の代表が参加する。同調査会では、税の減免と規制緩和を認めた同ゾーン中心に①外国から運ばれた物品に肉税をかけないまま保税、加工が可能な「総合保税地域制度」の貿易施設の建設に補助金を出す「輸入促進地域」（FAZ）なども組み合わせ、日本型の経済特区の実現を検討する。

調査会は今年度の初算で「調査費」の各百五十万円を計上し、関西四シンクタンクと契約し調査研究を進めるとしている。ポーターアイランドは、東半分は外国貨物の港湾施設を設け、西半分には国際交流施設用地等を計画、来年度から一画を始める。

鈴木が貝原知事、笹山市長に提言、新聞発表と町に伝へる。

企業自由地域



兵庫・神戸市の復興策も調査委の復興策も調査委

兵庫県の神戸市が六月末にまとめる復興計画で産業復興策の柱と位置付ける「エンタープライズゾーン」(企業自由地域)について、さくら銀行系のシンクタンク「さくら総合研究所東京・千代田、尾形正二社長」は十四日までに実現のための具体案をまとめ、県、市に提出した。国税ではなく、固定資産税など地方税減税を中心に内外の企業進出を促すのが特色。通産省も「エンタープライズゾーン設置調査研究委員会」の初会合を十六日に神戸市内で開く予定など具体化に動いており、同案は実質的な議論のたぎ台となる。

さくら総研の具体案は、地元経済界の要請を受け作成された。その中で明らかになったエンタープライズゾーンの候補地は、①ポートアイランド第二期の神戸市東部臨海地区②六甲アイランドの三カ所。このうち、神戸市が土地を所有し、最も実現性が高いポートアイランド(三百九十号)では、総合保税地域(FIZ)の拡充などによる、ゾーンと第三国とのオフショア貿易への支援を提言している。

さらに、「国税の優遇は立法上、困難をみて、法人住民税、不動産取得税など地方税の減免で企業誘致を促すよう提唱。創

業期のベンチャー企業に対しては「国税の法人税は優遇を与え

なくても赤字申告になるケースが多い」として、固定資産税が他の項目の減税や税制優遇、保証制度の拡充などを補填の支援が有効と指摘している。

ゾーンの実現に向け、通産省は五月に成立した九年度第一次補正予算で調査費一千万円を計上。十六日に神戸市役所で同省、神戸税関、県、市、神戸商工会議所など十六人の委員による調査委員会を発足させる。

エンタープライズゾーンは、国のリッチャー税制(八一年に創設)を地域経済の活性化で、求人も増やせる。プロリッチャー税制が採用。指定地域内の税制優遇や都市計画法上の規制緩和で企業の自由な経済活動を支援し、投資を促す。神戸市は三月下旬に発表した「復興計画ガイドライン」で同制度の導入を打ち出していた。

北宮西急阪 ビル再急開

中低層に縮小

市の計画見直し 建設コスト抑制

兵庫県西宮市の阪急西宮北口駅北東地区で復興再開発事業を進める住宅・都市整備公団は、三十階程度の超高層ビルを考えたいた市の基本プランを見直し、被災した地権者に対してマンションや店舗の分譲・賃貸価格を抑えるため、建設コストが安く済む中低層ビルに切り替える方針。計画見直しは年内いっぱいにかかりそう。建設費による再開発事業の認可も当初予定より半年遅れて来年度三月ごろの事業費ねん出のため余剰スペースを分譲する際に買い手が見付かりにくいと判断した。

計画見直しに当たって道路や建物の配置を変更するのは難しく、住居公団では総床面積を減らすに建物低層化する手法を検討する。

同地区の再開発は公団が四百二十人にのぼる地権者の土地を買収し事業に当たる計画で、住宅のほか、市の公共施設や大型店を誘致する。

関税の減免 規制を緩和 新産業支援

エンタープライズゾーン推進策を提言

—— さくら総研

さくら総合研究所は、震災で打撃を受けた神戸経済の復興を図るため、関税減免などで企業立地を進める「エンタープライズゾーン」（企業自由地域）構想の推進策をまとめ、十四日までに兵庫県と神戸市に提言した。同構想に関しては、県、市が既に検討を進めており、十六日には調査委員会を発足させる予定。同総研では、構想の実現には民間企業の協力が不可欠との立場から、官民一体の取り組みを強調している。

官民の協力不可欠

同ゾーンは、一定地域で進出企業に対し税の優遇措置や規制緩和を行う制度。サッチャー政権下の英国で地域復興の政策として取り入れられ、成果を上げたという。提言は、神戸市のポートアイランドⅡ期や東部臨海部など神戸港周辺に同ゾーンを整備し「港湾、国際業務の分野で手厚く支援すれば効果は大きい」と指摘。重点支援項目として、優遇税制のほか▽多国籍企業のアジア統括部門の誘致▽新産業創造の支援——を挙げている。

具体的には、ゾーン内の進出企業に対し、地方税率の引き下げや低利融資をするほか、初期投資の負担を軽減するため、不動産取得税や固定資産税の減免を提案。神戸港のハブ機能強化を狙いに、施設利用料の値下げや港湾労働者の賃上げや港湾労働流、大学・研究機関との

連携の必要性を強調している。同総研は「支援メニューを複合的に活用すれば、相乗効果が図れる。民間企業が進出しやすいよう、行政も条件整備に努めてほしい」としている。

復興協力を

日商に要請

神商議会議長 日本商工会議所正副会頭と近畿ブロック商工会議所首脳との懇談会が十四日、稲葉興作・日商会頭らが出席し大阪市内のホテルで開かれ、関西の課題や当面の景気などをテーマに意見を交換した。

牧冬彦・神戸商工会議所会頭は席上、阪神大震災からの復興計画について発言。「経済活動は待ったなしであり、真に復興するには産業の高度化や新産業の誘致などを進め、企業活動が活発化できる土壌づくりが必要」とした上で、WHO神戸センターや国際マルチメディア文化都市の建設などへの協力を要請した。

また、稲葉日商会頭は景気の現状に対して「谷底に落ちた状態ではないか」として、強い懸念を表明。

稲盛和夫・京都商工会議所会頭も「来年にかけ不況が深刻化し、失業問題を引き起こしかねない。政府はインフラ整備などで思い切った財政支出をすべきだ」と述べた。



地域経済総合

物流強化で合意

中国側、震災復興に意欲

戸議 神一 江長 交易促進会

【上海18日＝奥村茂三郎】村

山首相の諮問機関、阪神・淡路復興委員会（委員長＝下河辺淳・元国土次官）の提言に基づいて中国の上海市で十七日から開かれていた「日中 上海・長江―神戸・阪神交易促進会議」は十八日、上海港―神戸港間の物流強化と日中双方の投資促進で意見が一致、二日間の会議を閉じた。この中で、中国側は「神戸復興の建築工事を請け負いた

い」と提案、震災復興事業に参画する意思を公式に表明した。今後、両者は長江の水深でも航行できる、専用の外航貨物船の開発に着手する。

この日の会議で、上海市は地下鉄から橋りょうまですべて請け負える。神戸復興の建築工事に参入したい」（対外経済貿易委員会）と提案。また、長江流域の杭州、南京、合肥、南昌、武漢、長沙、成都、重慶の八市

からは副市長クラスが出席し、「上海・長江交易促進プロジェクト」に沿った日本企業の投資

長江―神戸交易 全総に盛り込む

国土審会長が表明

次期全国総合開発計画（全総）で打ち出す国際交流圏整備の柱として、神戸港と中国の上海・長江経済圏を船舶で直結する

を呼び掛けた。

一方、日本側の参加者からは「震災を機に神戸港はコスト高の是正に動き始めた。今後二―五年で競争力は間違いなく高まる（井尻勇立井物産取締役）」、「今後、中国市場を成長させるには流通をどう生かすかがカギだ」（中内功・ダイエー社長）といった意見が出た。

「上海・長江―神戸・阪神交易促進プロジェクト」が盛り込まれる見通しだ。政府の阪神・淡路復興委員会の下河辺淳委員長（国土審議会会長）は「国土計画できちんと位置付けた方がいい」と、全総に盛り込む考えを表明。中国側の受け入れ態勢整

今後のプロジェクトの推進に

ついて、笹山幸俊神戸市長は次回（の）会議を神戸で開催することを提案。下河辺委員長は南京大橋の通過や水深の浅い河川も航行できる専用貨物船の開発を専門部会で研究していく意向を示した。最後に主催者を代表して汪道涵・元上海市長が「今回の会議は大成功した。神戸から上

備についても、円借款や政府開発援助（ODA）など政府資金を活用する考えを示している。九五―二〇一〇年を目標年次とする次期全総は国土審議会が中間案を九六年秋、新計画を九六年度中に策定する。

海、長江流域に連なる「鎖」を築き、計画を具体化しよう」と二日間の討議を総括した。

同会議は、政府の復興委員会が十月に「今後十年にわたり被災地復興のシンボルとなる復興特定事業」として村山首相に提言した「上海・長江交易促進プロジェクト」の実現を日中双方で推進する狙いで開催。日本側は下河辺委員長、中国側は華建

敏・上海副市長が代表を務めた。形式上は公式の政府間協議ではないが、日本政府からは大森寿明・運輸官審議官が正式に参加、中国政府からも交通部、國務院の代表が出席した。

950701

神戸市が復興計画

企業立地 地域を整備

神戸市は三十日、阪神大震災からの復興事業を盛り込んだ神戸市復興計画を決定した。五年以内に事業化する重点施策として、税の優遇措置や規制緩和の徹底で企業立地を促すエンタープライズゾーン（企業自由地域）の整備、神戸港の機能強化、経済成長著しい中国・長江流域との経済交流港を整備などを打ち出した。このほか、三年間で合計八万二千戸の住宅供給、被災市街地の区画整理・再開発、東部臨海部での新都心建設計画など、約千事業を盛り込んだ。来

年度政府予算の概算要求に向け、関係省庁と折衝に入る。復興計画は、二〇〇五年を目標とする十年計画。市民生活の再建、防災都市基盤の整備とともに、埋め立て地のポットエリアに、二期を企業立地推進エリアと位置付け、既存産業の復旧、新産業育成を重点的に進める。

同エリアではエンタープライズゾーンを柱に、ベンチャー企業の育成施設、マルチメディア産業の集積を進める。神戸製鋼所、川崎製鉄の工場跡地を中心とする東部臨海部でライフサイ

エンズなどの新産業を中心とする新都心づくりに取り組む。